

建設業法における技術者制度

許可業種		指定建設業(7業種) (法第15条) (土木・建築・電気・管・鋼構造物・ほ装・造園)		指定建設業以外の業種					
建設業許可	許可の種類	特定建設業		一般建設業					
	営業所に置く専任技術者	①国家資格者(一級) ②国土交通大臣特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者等					
工事現場の技術者	発注者から直接工事を請け負った場合の下請金額の合計	4,500万円以上(建築一式工事の場合は7,000万円以上)	4,500万円未満(建築一式工事の場合は7,000万円未満)	下請合計4,500万円以上は契約できない(建築一式工事の場合は7,000万円以上)	4,500万円以上	4,500万円未満	下請合計4,500万円以上は契約できない		
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者		監理技術者		主任技術者	
	※元請、下請、金額の多寡にかかわらず現場に技術者を置かなければならない。(法第26条1項、2項)								
	技術者の資格要件	①国家資格者(一級) ②国土交通大特別認定者		①国家資格者 ②実務経験者等		①国家資格者(一級) ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者 ②実務経験者等	
	技術者の現場専任制	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作に関する工事であって、請負金額が4,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上となる工事 (法26条3項)							
	監理技術者資格者証の必要性(法第26条5項)	国、公共団体等発注の場合は必要		必要なし		国、公共団体等発注の場合は必要		必要なし	
監理技術者講習受講の必要性(法第26条4項)									

建設業法施行令の一部を改正する政令 令和5年1月1日施行

専任3,500万円→4,000万円 (建築7,000万円→8,000万円) 下請合計4,000万円→4,500万円 (建築6,000万円→7,000万円)